

消費者行政推進会議取りまとめに向けて

(素案)

平成20年5月21日
消費者行政推進会議座長
佐々木 毅

1. 基本的考え方～消費者・生活者の視点に立った行政への転換～

- 近年、一連の食品偽装表示、中国製冷凍餃子事件、こんにゃくゼリーによる窒息事故、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、外国語会話教室の中途解約をめぐるとらブルなど、消費者行政の体制・対応に問題があると考えられる事例が数多く起こっている。
- その背景には、生産者利益中心の行政の在り方が存在。他方、消費者に対しては、これまで、産業振興の補完的な範囲内でのみ、「消費者保護」を行うに止まってきた。
- 社会が成熟し、国民が安全安心や豊かな生活を重視するようになる中、我が国の行政の在り方は大きな転換を迫られている。今こそ、「消費者の利益の擁護及び増進」を中核に据えた21世紀に相応しい行政体制に転換することが必要。こうした改革は、「消費者市民社会」構築に向けた改革として位置づけられるもの^{1 2}。
- こうした観点から、消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、消費者行政を一元的に推進するための強力な権限を持った新組織を創設。
- 国民目線の消費者行政の充実強化は、地方自治そのもの。消費者の声に真摯に耳を傾け、それに丁寧に対応していくことは、地方分権の下で、地方自治体が地域住民に接する姿勢そのものであり、国民目線の消費者行政の推進は、「官」主導の社会から「国民が主役の社会」へと転換していくことでもある。霞ヶ関に立派な新組織ができるだけでは何の意味もなく、地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていく。
- 新たな消費者行政の強化は、消費者に安全安心を提供すると同時に、ルールの透明性や行政行為の予見可能性を高めることにより、産業界も安心して新商品

¹ インターネットの普及と相まって、急激なヒト・モノ・カネ・情報のグローバル化が進展し、消費者・生活者が様々なリスクに無防備に晒される機会が増えている。行政には、リスクが増大した社会を前に、消費者・生活者、民だけでは制御しえないリスクに対する予防、軽減、除去といった役割を担うことが求められる。

² 先進諸国においても、消費者・生活者の需要に的確・迅速に対応するため、消費者問題を一元的に扱う機関など消費者・生活者の目線で組織横断的に課題に取り組むための行政組織の見直しが進められている。

や新サービスを提供できるようになり、産業活動を活性化。消費者の利益に叶うことは、企業の成長をもたらし、産業の発展につながるもの。

- なお、新組織は、消費者の立場に立って強力な指導力を発揮する、機動的で賢い組織とする。消費者行政を総合的に取扱う新組織の創設により、むしろ、各省庁の重複や、時代遅れの組織を整理することにつながる。
- 併せて、消費者行政の強化は、行政改革や公務員制度改革にもつながるもの。行政体制の転換を通して、行政自身が「公僕」としての自らの原点を問い直し、国民の信頼を回復する足がかりとすべき。

2. 新組織が満たすべき6原則

行政に対する消費者の信頼確保を重視し、新組織は以下の6原則を満たす必要がある。

原則1：「消費者にとって便利で分かりやすい」

- 新組織は、「生産者サイドから消費者・生活者サイドへの視点の転換の象徴」となるものであり、消費者にとって便利で分かりやすいものとする。
- 具体的には、新組織は、消費者問題全般にわたり強力な権限と責任を持つとともに、消費者が迷わず何でも相談できるよう一元的窓口を持ち、情報収集と発信の一元化を実現。こうした取組により、消費者からの「信頼性の確保」を図る。

原則2：「消費者がメリットを十分実感できる」

- 消費者被害の実態を踏まえ、被害防止や救済に結び付けられる仕組みを構築することにより、「消費者がメリットを十分実感できる」ものとする。
- このため、新組織の担う消費者行政は、商品・金融などの「取引」、製品・食品などの「安全」、「表示」など、消費者の安全安心に関わる問題を幅広く所管。
- 新組織は、一元的な窓口機能（苦情相談の解決を含む）、執行、企画立案、総合調整、勧告などの機能を有する消費者行政全般についての司令塔として位置づける。さらに、消費者教育、専門家の育成、国際的な連携（消費者被害に関する各国間の情報ネットワークの構築等）などに取り組む。
- 消費者に身近な問題を取扱う法律は、新組織に移管するとともに、その他の

関連法についても、新組織が強い勧告権を持つ司令塔として関与。

- また、すき間への対応や横断的な規制体系の整備のため、新法を策定。併せて、父権訴訟、違法収益の剥奪等も視野に入れつつ、被害者救済のための法的措置の検討を進める。

原則3：「迅速な対応」

- 新組織は、消費者からの相談や法執行、さらには法律や政策の企画立案に至るまで、「迅速な対応」を行う。
- 緊急時には、担当大臣を中心に、警察を含め関係省庁との緊密な連携の下、緊急対策本部を設置するとともに、各省庁への勧告等の機能を有効に活用。これにより、食品による危害事案などにも適切に対処。

原則4：「専門性の確保」

- 新組織においては、民間や他省庁からの専門家の活用（例えば、公募制等を含む）を積極的に行うなど、消費者行政に関する幅広い「専門性」を確保・育成。また、民間や他省庁に蓄積された専門性を引き続き活用。

原則5：「透明性の確保」

- 新組織の運営に消費者の意見が直接届くような仕組みを導入。具体的には、有識者からなる8条機関を設置し、消費者等が新組織や各省庁の消費者行政（企画立案、法執行等）をチェックし、消費者の声を反映。

原則6：「効率性の確保」

- 新組織は、簡素で効率的な仕組みとする。このため、例えば、窓口機能、情報収集、法執行を中心に、地方自治体への権限移譲や関係機関への事務の委任などを進める。
- 新組織の創設が行政組織の肥大化を招かぬよう、法律、権限、事務等に移管する府省庁から機構・定員及び予算を振り替えることを原則とする。

3. 消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置

- 地方の消費生活センター及び国民生活センターを消費者が何でも相談でき、誰もがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置づけ、全国ネットワークを構築する。窓口では、相談受付から助言・あっせん、紛争解決まで、一貫して

対応。一元的な窓口の整備は、事業者の利便性を高めることにもつながると期待される。

- 一元的な消費者相談窓口に通の電話番号を設けるとともに、消費者の生命・身体に関わる事故の発生など緊急な対応を要する事案について、全国ネットワークのいずれかの窓口が、365日24時間対応し得る体制を構築。
- このため、地方の消費生活センターを法的に位置づけ、都道府県等の消費生活センターは中核センターとして、また、市区町村の消費生活センターは消費者に最も身近な最前線の窓口として、新組織、国民生活センターと連携しつつ機能。
- 国民生活センターは、国の中核的実施機関として、消費者相談（国民生活センターへの直接相談や、消費生活センターから持ち込まれる困難事案の解決支援）、相談員等を対象とした研修、商品テスト等を拡充するとともに、P I O - N E T³の刷新や事故情報データベースの創設などのシステム整備を加速する。また、全国的に重要な消費者紛争の解決（ADR）のための体制整備を進める。同時に、こうした機能を果たすため、業務運営の改善、内部組織の見直しや関係機関との人事交流の拡大など人事面、組織面、運営面の改革を進める。
- 新組織は、消費生活センターからの情報、国民生活センターのP I O - N E T、事故情報データベースを通じた情報、保健所、警察、消防、病院等の関係機関からの情報などを一元的に集約・分析（商品テスト等による原因究明を含む）。特に、事故情報の分析のために、関係機関の商品テスト機能の活用や、分野別の専門性を備えた情報分析官の配置による危険性の迅速な分析を行う。また、悪徳商法の拡大や、食品・製品等による消費者の生命・身体への被害の拡大が予想される場合には、原因究明が尽くされる前においても早期警戒警報を流すなど、情報発信を行う機能を担う。また、所管省庁が明らかでない場合には、新組織が事業者に対して安全確保措置を促す。所管省庁が明らかな場合には、必要に応じて法執行に対する勧告等を行う。
- また、新組織は、事故情報等に関する事業者からの報告を受け、集約する。

<地方における消費者行政の取組強化>

- 地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われるよう、新組織の創設と合わせて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政の取組強化を図ることが必要。
- 消費者行政の一元化と地方分権の推進は矛盾するものではない。緊急時の対応や広域的な問題等についての国の役割も考慮しつつ、地方分権を推進することにより、新組織と地方が一体となって、消費者の安全安心を確保。また、地方が

³ 全国消費生活情報ネットワークシステム (Practical-living Information Online Network System) の略。

ら国に対して、消費者のための政策を提案できる仕組みを構築する必要。

- これまで地方の消費者行政部門の予算の総額は大幅に削減され、総じて弱体化している。地方の消費者行政をこの1、2年の間に、飛躍的に充実させるためには、特に当面、思い切った取組が必要。
- 地域ごとの消費者行政は、自治事務であり、地方自治体自らが消費者行政部門に予算、人員の重点配分をする努力が不可欠。
- 同時に、消費生活センターを一元的な消費者相談窓口と位置づけ、緊急時の対応や広域的な問題への対処のための全国ネットワークを構築することは、国の要請に基づくものであり、法律にも位置づけを行うことを踏まえ、国は相当の財源確保に努める。
- 国がこれまで行ってきた直轄事業（P I O-N E Tの整備、研修等）についても充実するとともに、地方自治体が消費者行政に取組む誘因を強化するため、地方交付税上の措置や民間が消費者行政に貢献しやすくするような税制上の措置を検討。
- こうした環境整備を図るとともに、消費者の利益の擁護及び増進のために、国、地方、消費者、事業者がそれぞれ貢献できる新たな仕組みを構築すべき。例えば、広範な主体が対話を通じて認識を共有し協働して消費者問題等の解決にあたる「円卓会議」を設置することなどが考えられる。

4. 消費者庁（仮称）の機能～消費者庁は、消費者に身近な問題を取扱う法律を幅広く所管～

- 新組織の形態は、各省大臣への勧告や各省庁の施策の総合調整を行うことが可能であること、責任体制が明確であること、緊急時の迅速な対応が可能であること等から、内閣府の外局である「庁」が望ましい。具体的には、「消費者庁」（仮称）を設置する。
- 併せて、消費者行政担当大臣を置くことを法律に明記。

<消費者庁を設置するための組織法>

- 内閣府の外局として消費者庁を設置するとともに、「消費者の視点から政策全般を監視」するため、強力な総合調整権限、勧告権を付与。また、新法などの企画立案機能を強化することなどを規定。勧告権を実効あるものとするため、充実した調査・分析機能を備える必要がある。

<消費者被害の防止やすき間事案への対応等のための新法>

- 消費者の目線に立って、各省庁の縦割りを超え幅広い分野を対象に、新法を企画・立案することは、消費者庁の重要な任務。
また、父権訴訟、違法収益の剥奪等も視野に入れつつ、被害者救済のための法的措置の検討を進める。
- 消費者庁の設置に合わせ、消費者からの相談への迅速な対応や消費者被害の未然防止・拡大防止のため、苦情相談の受付から法執行に至るまでの行政の対応を規定した新法を立案。
- 国及び地方自治体は、一元的な相談窓口を設置するとともに、消費生活センターを法的に位置づけ、法定した業務・機能を果たすことを規定。
- また、広域的な事案対処等のため、消費生活センターでの苦情相談について消費者庁への情報の集約や、重篤情報の消費者庁への緊急通知を行える制度とするとともに、地域レベルでの保健所等関係機関との連携を定める。
- さらに、苦情解決のための法執行を確保するため、不作為等がある場合における個別法所管大臣に対する勧告、すき間事案に対処するための事業者調査及びその結果の公表（警報）その他の措置を整備。

<個別作用法の移管（一部移管を含む）等⁴>

- 個別作用法の移管については、消費者に身近な問題を取扱う法律は各府省庁から消費者庁に移管するとともに、食品表示、消費者信用、事故情報の報告・公表等の分野をはじめ、横断的な体系化（一般法の立案）に取り組む。
- 消費者庁がこうした法律を所管することにより、以下のような効果が期待される。
 - ・ 一元化された消費者被害情報を基に、すき間のない迅速な対応、必要な場合の新規立法措置
 - ・ これまで各省庁の所管業種、所管物資ごとに分断され、個別に行われてきた規制を横断的に体系化。他分野に比べ遅れた規制を改善。各省庁の法律で錯綜した規制を行ってきたものについて一元化し、分かりやすいものに変更
 - ・ 消費者に分かりやすい広報・啓発
 - ・ 執行の現場である地方組織の連携の強化、行政組織の効率化 など
- まず、「表示」に関する法律については、①消費者被害の実態を踏まえ機動的に対応することが重要であること（業界、企業に関する情報の重要性は相対的に

⁴ 具体的な法律の取扱いについては、検討中。

小さいこと)、②各省庁間をまたがる横断的な調整が必要であること(分野毎の規制の整合性確保、複数の法律が錯綜している分野における一元化、すき間への対応等)などから、消費者庁が所管。ただし、表示の基準作りに関しては、製造、流通プロセスに関する情報等も重要であることから、その決定に当たり、消費者庁から各省庁に協議を行う。

- 次に、「取引」に関する法律については、民事ルールや被害救済ルール中心の法律、及び、消費者保護のための行為規制中心の法律は、①消費者被害の実態を踏まえ機動的に対応することが重要であること(業界、企業に関する情報の重要性は相対的に小さいこと)、②各省庁間をまたがる横断的な調整が必要であること(分野毎の規制の整合性確保、複数の法律が錯綜している分野における一元化、すき間への対応等)などから、消費者庁が所管。

いわゆる参入規制(免許制、登録制等)を持つ法律については、当該参入規制が消費者保護のための行為規制を実効あらしめるために設けられている法律や、一元的な新法に組み込むことを目指すべき法律は消費者庁に移管。

一方、当該参入規制が単に法定の取引ルールの遵守を担保するのみにとどまらず、例えば、一定の公益事業の安定的な供給、事業者の経営の健全な継続を目的とするような法律については、原則、各省庁が所管し、消費者庁が一定の関与を行う。

- 「安全」に関する法律については、民事ルールを定める法律は、消費者被害の実態を踏まえ対応することが必要であることから、消費者庁が所管。

危害の発生についての報告制度・情報収集、情報分析(商品テストを含む)、危害の発生に即応した司令塔機能、緊急避難措置に関する法律は、①消費者被害の実態を踏まえ機動的に対応することが決定的に重要であること、②各省庁間をまたがる横断的な調整が必要であること(分野毎の規制の整合性確保、複数の法律が錯綜している分野における一元化、すき間への対応等)などから、消費者庁が所管。また、重大事故報告・公表制度について、消費者庁が所管し、食品、サービス、施設等の分野に広げることとする。こうした重大事故報告・公表制度を含め、消費者庁は、安全に関する情報を一元的に集約・分析するとともに、情報を早期に発信・公表することなどにより、食品をはじめとした消費者の「安全」を確保。

安全基準の設定については、製造、流通プロセスに関する情報が重要であるが、同時に消費者被害の実態等を反映することが必要であることから、各省庁が消費者庁に協議した上で決定することを各法律に規定。

- また、(独)製品評価技術基盤機構、(独)農林水産消費安全技術センター、(独)国立健康・栄養研究所等の商品テスト機能を有する関係機関に関しては、消費者庁が被害情報等を一元的に収集した上で、商品等の調査・検査・試験を直接、機動的に要請できる仕組みを構築。具体的には、これら関係機関が消費者庁の要請を受けて、速やかにその実施を行えるよう、設置根拠法等を改正。また、消費者庁が個別作用法に基づく権限を円滑に行使できるよう、これら機関の商品テスト等に関連する所要の措置をとる。

- 個別作用法の移管に伴い、当該法律及びそれに関連する事務・事業の企画立案、執行等に必要な組織、定員、予算を消費者庁に移し替える。また、当該法律の執行等に係る地方における事務については、消費者庁から各省庁の地方組織に委任することや、地方自治体に権限移譲することを検討。
- また、消費者庁が関与すべき法律については、消費者庁において、早急に関与の具体的な内容を決め、関連の法改正を行う。

<消費者庁の体制>

- 消費者庁には、消費者行政の企画を担当する部門と消費者行政の推進を担当する部門を置くことが必要と考えられる。
前者は、各省庁の消費者政策の総合調整（食品安全を含む）、すき間事案への対応や横断的な規制体系の整備のための新法、消費者被害の救済のための新法、民事ルールを扱う法律、消費者基本法に基づく基本計画等の企画立案、収集した情報の分析等を行うとともに、各省庁の法執行への勧告や緊急時の司令塔機能を担う。また、国際的な連携や消費者教育等を担当する。後者は、「表示」、「取引」、「安全」の各分野における個別作用法に係る調査・商品テスト・執行・企画立案までを一元的に担う。
また、消費者庁は、国民生活センターの監督、8条機関の事務局機能及び消費生活センター等から寄せられる情報を集約するための体制を構築する必要がある。

<8条機関の設置>

- 「消費者庁の運営に消費者の意見が直接届く仕組み」として、有識者からなる8条機関を設置し、消費者・生活者の視点を各府省庁の政策・法執行に反映。消費者政策の企画・立案（新法の建議等）のみならず、所管法及び関係省庁の行政処分、関係省庁の政策の評価・監視等に関して、諮問への答申及び内閣総理大臣等への意見具申を行う。また、消費者と直接接点を持つ地方自治体の意見を政策に反映する仕組みを構築。

<消費者庁の規模>

- 総合調整、勧告など新たに設けられる機能に対応した体制を整備することで、「庁」として「消費者を主役とする政府の舵取り役」を担うに相応しい規模。その際、現在の内閣府及び各省庁から移管することとなる法律及びそれに関連する事務・事業を担当する職員及びそれを支える職員の定員など、関係する機構・定員を消費者庁に移し替える。

5. 消費者庁創設に向けたスケジュール～来年度から消費者庁を発足～

- 来年度から消費者庁を発足させることとし、必要な法律案、予算、機構・定員等の要求等の準備を進める。また、消費者庁の円滑な発足のため、所要の体制整備を行い、内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行実施するとともに、一元的窓口の構築に向けた取組を行うなど、今年度中に前倒しして実施できることは、早急に着手。

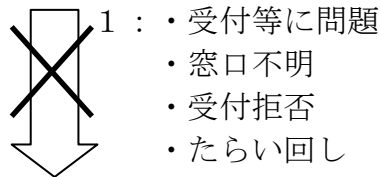
- 本取りまとめ内容については、その後の作業を円滑に進めるため、政府として直ちに、法律改正、概算要求の内容、スケジュール等をできる限り具体化した、「基本計画」として閣議決定。さらに、基本計画に沿って、設置法、消費生活センターの法的位置づけ等を規定する新法、移管対象となった法律等の関連法案を早期に国会に提出。

以上

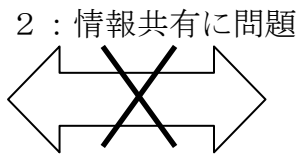
これまでの消費者行政の体制・対応の問題点

新組織の創設を通じた対応の方向

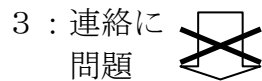
消費者



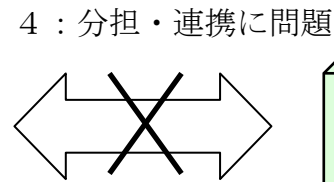
窓口



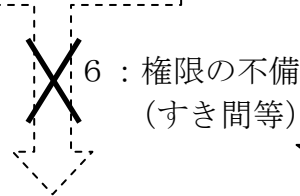
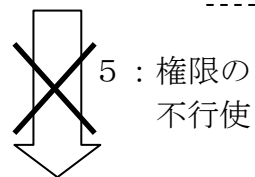
窓口



A省 (部局)



B省 (部局)



事業者

1.

一元的窓口の設置

2. 3.

情報の一元化

4. 5.

消費者に身近な問題を取り扱う法律の移管・共管

6.

新法の立案(一般法、すき間事案への対応、被害救済等)

1. ~6.

強力な総合調整権限、勧告権の付与

主な消費者問題と対応の方向

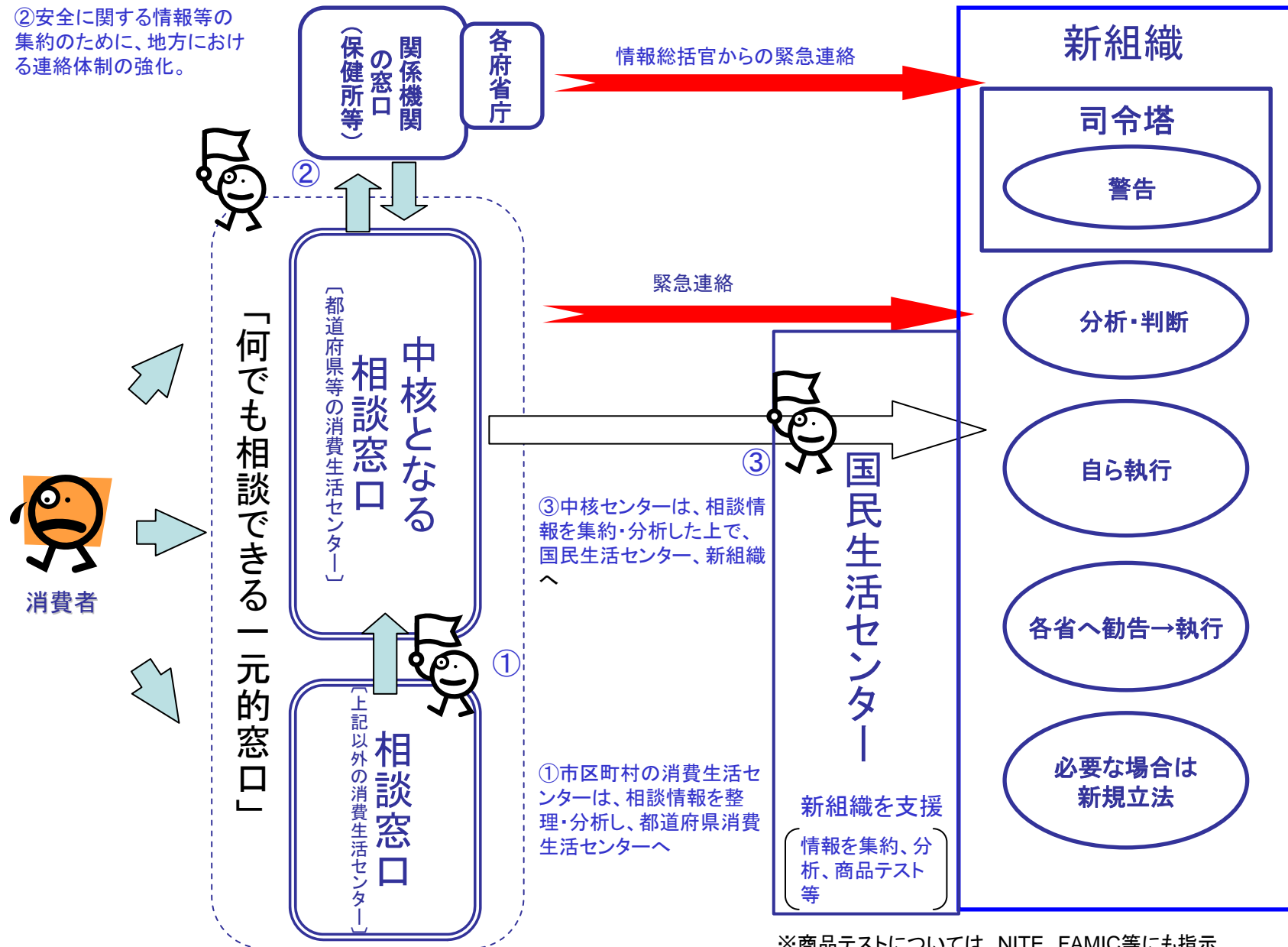
主な事件のあらまし	対応の方向
<p>【中国産冷凍ギョウザ事件】 ○中国から輸入された冷凍ギョウザを摂食した者が有機リン中毒を発症した事例。</p> <p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師から保健所への届出が適切に行われなかったこと。 ・ 保健所から地方公共団体、地方公共団体から厚生労働省への連絡が適切に行われなかったこと。 	<p>① 一元的な情報集約、危険情報の早期発信のシステム作り。</p> <p>② 行政の早急な対応を可能にする仕組み作り（法整備を含め）。</p>
<p>【こんにゃく入りゼリー事故】 ○一口サイズのいわゆる「ミニカップ」に入ったこんにゃく入りゼリーが、その大きさや形状、硬さにより誤飲事故を引き起こした事例。</p> <p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法の食品への適用は化学的・生物学的に問題あるものに限定されており、他方、物理的に問題のある製品を対象としている消費生活用製品安全法は食品を対象にしていない。結果、物理的に問題のある食品であるこんにゃく入りゼリーについて、両法のすき間で適切な規制がなされていないこと。 	<p>① 危険情報の早期発信のシステム作り。</p> <p>② すき間をなくすための法整備。</p>
<p>【おもちゃ事故】 ○中国製のおもちゃにつき、米国の基準値を超える鉛が含まれていたとして、輸入業者により自主回収が行われた事例（具体的な被害については不明）。</p> <p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法の対象となるおもちゃの種類が限られていたこと。また、一部の塗料を除き、塗装について食品衛生法の規格が設定されていなかったこと。 ・ おもちゃについては、関係法及び所管省庁が多岐にわたっており（食品衛生法（厚生労働省）、家庭用品規制法（厚生労働省）、消費生活用製品安全法（経済産業省））、分かり難いとの指摘がある。 	<p>① 危険情報の早期発信のシステム作り。</p> <p>② すき間がありかつ複雑な法律の是正。</p>
<p>【ガス機器一酸化炭素中毒事故】 ○ガス瞬間湯沸かし器につき、安全装置の不正改造等を原因とする一酸化炭素中毒事故が複数発生したが、長期間にわたり適切な対応がなされなかった事例。</p>	<p>① 事業者の報告義務の強化・徹底。</p> <p>② 一元的な情報集約のシステム作り。</p>

<p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの報告聴取が十分に行われていなかったこと。 ・所管省庁内で事故情報が共有されていなかったこと。 ・原因究明が十分に行われなかったこと 	<p>③ 早急な原因究明を確実に行うシステム作り。</p> <p>④ 消費者等が行政をチェックする仕組み作り。</p>
<p>【プール事故】</p> <p>○児童がプールの排水口に引き込まれて死亡した事故。約 40 年間に 60 名近い者が同種の事故で死亡。</p> <p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁が国交省（都市公園施設の管理）、文科省（学校施設の管理）、厚労省（プールの水質）などにまたがっており、第一義的に責任を持つ組織が存在しないこと ・プールの安全確保に関する統一的な基準が整備されていなかったこと。特に、民営プールに対しては強制力のある基準が存在しないこと。 ・民間に管理を委託した地方公共団体の責任に対する認識が十分でなかったこと。 	<p>① すき間をなくすための法整備。</p> <p>② 一元的な情報集約、危険情報の早期発信のシステム作り。</p> <p>③ 行政が民間委託を行う際の適切な監督等の実施。</p>
<p>【NOVA事件】</p> <p>○英会話教室である同社の解約時の清算方法については、消費者から苦情・相談が多く寄せられていたところ、所管省庁が事務連絡において合理性を認めた結果、最高裁で同社の敗訴が確定し、方針を変更するに至るまで、多数の被害者が発生した事件。</p> <p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政が、方針転換をなかなか行えなかったこと。 	<p>① 一元的な情報集約、被害情報の早期発信のシステム作り。</p> <p>② 被害の拡大を防ぐため、行政の早急な対応を可能にする仕組み作り（法整備を含め）。</p> <p>③ 消費者等が行政をチェックする仕組み作り。</p>
<p>【悪質住宅リフォーム問題】</p> <p>○住宅リフォームについて、十分な判断ができない消費者等を対象に、不要な工事を実施した上で、高額な工事代金を支払わせる事例や、一人の消費者に次から次への契約させる事例等が発生している問題</p> <p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費用が比較的低いリフォーム工事は、建設業許可を要しない場合が多く、無許可業者への監督権限が十 	<p>① 一元的な情報集約、被害情報の早期発信のシステム作り。</p> <p>② すき間をなくすための法整備。</p> <p>③ 適切な法執行の徹底。</p>

<p>分でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無許可業者に対する指導・監督の実績が少なく、運用が適切になされていない。 	
<p>【和牛預託商法問題】</p> <p>○和牛預託商法とは、和牛の飼育から得られた利益を配当するとして、和牛の持分権を購入させる商法。オーナーは所有する和牛を実際に目にする必要がないことから、飼育の実態を伴わない詐欺的な取引が行われるようになり、多数の契約者が被害にあった問題。その後、1997年に規制対象となった後も、飼育の実態を伴わない経営を続けていた一部業者に対する監督が適切に行われず、処分に時間がかかった。</p> <p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こうしたスキームに対する業法が存在しなかったこと。 ・行政の対応が必ずしも迅速とは言えなかった。 	<p>① 消費者等が行政をチェックする仕組み作り。</p> <p>② 取締機関との連携。</p> <p>（業法による規制については、当該商法は、特定商品預託法施行令の改正により手当て済み）</p>
<p>【L & G（円天）事件】</p> <p>○「円天」と呼ばれる電子マネー形式の擬似通貨や高額配当と引き換えに、協力金名目の出資金を集めるという一種のマルチ商法（ねずみ講）による詐欺的事件。2007年に出資法違反容疑で強制捜査を受け、その後破たん。</p> <p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こうしたスキームに対する業法が存在せず、調査等に時間のかかる出資法で摘発せざるを得なかったこと。 	<p>① 取締機関との連携。</p> <p>（業法による規制については、当該商法は、金融商品取引法の制定により手当て済み）</p>

一元적窗口と新組織との関係

②安全に関する情報等の集約のために、地方における連絡体制の強化。



※商品テストについては、NITE、FAMIC等にも指示

新組織の形態に関する論点整理

別紙 4

	内閣府に置く独立官庁型(消費者庁)	行政委員会型
原則1 消費者にとって分かりやすい	○一元的窓口や、情報収集、発信の一元化を行うのにふさわしい組織	○同左
原則2 消費者がメリットを十分実感できる		
対象分野(経済取引、安全、表示等)	○消費者問題全般(経済取引、安全、表示等)をカバーすることができる	○同左(公取委型では、取引分野のみ対象)
基本政策の企画・立案	○消費者基本法など基本政策を担当	○消費者基本法など基本政策の企画・立案を担当するのは困難
総合調整	○各省施策の総合調整は可能	○総合調整権限を持つことは困難
勧告	○担当大臣が、各省大臣へ勧告可能	○一般に、各省大臣への勧告権限はない
原則3 迅速な対応(緊急時の司令塔)	○担当大臣、長官の明確な責任体制 ○緊急時に迅速な対応	○合議制組織であり、責任の明確性や迅速性に課題がある
原則4 専門性の確保	○民間採用や他省庁からの人材活用など、消費者行政に関する幅広い専門性の確保・育成が可能	○左に加え、独立性が強いことから、科学的知見に基づく客観的評価がより可能
原則5 透明性の確保	○「消費政策委員会」的なものの活用により、消費者の意見を反映できる	○委員会に消費者委員を入れれば、消費者の意見を反映しやすい
原則6 効率性の確保	○新たに大規模な執行組織を作るのは、非現実的、組織肥大化の批判 ○執行業務の多くについて、地方自治体への権限委譲、委任や、他省庁の出先への委任 → 地方分権との両立 ○最低限の自前の執行組織は必要 → 国民生活センターの活用等も検討	○同左

消費者庁(仮称)の内部組織のイメージ

